



あなたのための

成年後見制度



認知症や知的障害、精神障害があっても

いつまでも自分らしく安心して暮らせるために

文京区社会福祉協議会

成年後見制度とは？

成 年後見制度は、認知症や知的障害・精神障害などで、福祉サービスの契約や預貯金の管理などが困難な方の、権利や財産を保護し、支えるための制度です。



成年後見制度の理念

●ノーマライゼーション

判断能力が十分でないからといって特別扱いするのではなく、これまでと同じような生活ができるように支援すべき、という考え方です。

●自己決定の尊重

本人の不利益にならない範囲で、本人の決定を尊重するという考え方です。これまでの生活や現在の状況などを総合的に考慮し、一緒に決めていきます。

●現有能力の活用

本人が今もっている能力を最大限活用できるように支援すべき、という考え方です。

後見人が支援できること

●財産管理

成年後見人が本人の預貯金の管理や不動産などの処分、遺産分割など財産に関することについて保護・支援します。本人のために必要な支出を計画的に行います。

●身上保護

介護・福祉サービスの利用や医療・福祉施設への入退院手続きや費用の支払いなど、日常生活にかかわる契約などの支援をします。

後見人に与えられる権限

●代理権

介護認定の申請や福祉サービスの契約などを、後見人が本人に代わって行うことができます。

また、本人のために預貯金の預け入れ、払い戻しなど金融機関の手続きができます。ただし、代理権の範囲は本人の判断能力の程度によって異なります。

●同意権・取消権

「同意権」とは、本人が重要な財産に関する契約等を行う際に、その内容が本人に不利益でないか検討し、問題がない場合に同意（了承）する権限です。

「取消権」とは、本人が行った法律行為を取り消す権限です。本人の判断能力が十分でなく、本人に不利益が及ぶような契約をしてしまった場合にその契約を取り消すことができます。



後見人は、これらのようなことを行っています。



こんなときに利用できます

財産管理が必要になった時

認知症の父の通院費用など支払いのため、現金引き出しへ銀行へ行ったが「本人以外には払い戻しできない」と言われた。



両親が死亡し、一人暮らしとなった知的障害者の兄がいる。相続の手続き、不動産や預貯金をどう管理していいかわからない。



福祉サービスの利用をしたい時

ひとり暮らしの父が認知症になり、必要な在宅福祉サービスや施設入所の契約内容が自分では理解できない。



悪徳商法などで被害を被った時

認知症の母は、訪問販売員から不当に高い物を何度も買わされてしまう。



利用のメリット

成年後見制度を利用して代理権が得られれば、後見人がお父さんに代わって預金を払い戻し、通院費などの支払いに充てることができるようになります。預金や現金はお父さんのものとして管理していきます。



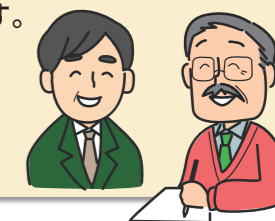
利用のメリット

後見人を中心にお兄さんを地域で支えていきます。預貯金や不動産などの財産を守り、福祉サービスの契約を行うことが後見人の仕事です。



利用のメリット

判断能力が不十分なお父さんに代わって後見人が福祉サービスや施設入所契約の内容をよく理解し、契約の代理などを行います。



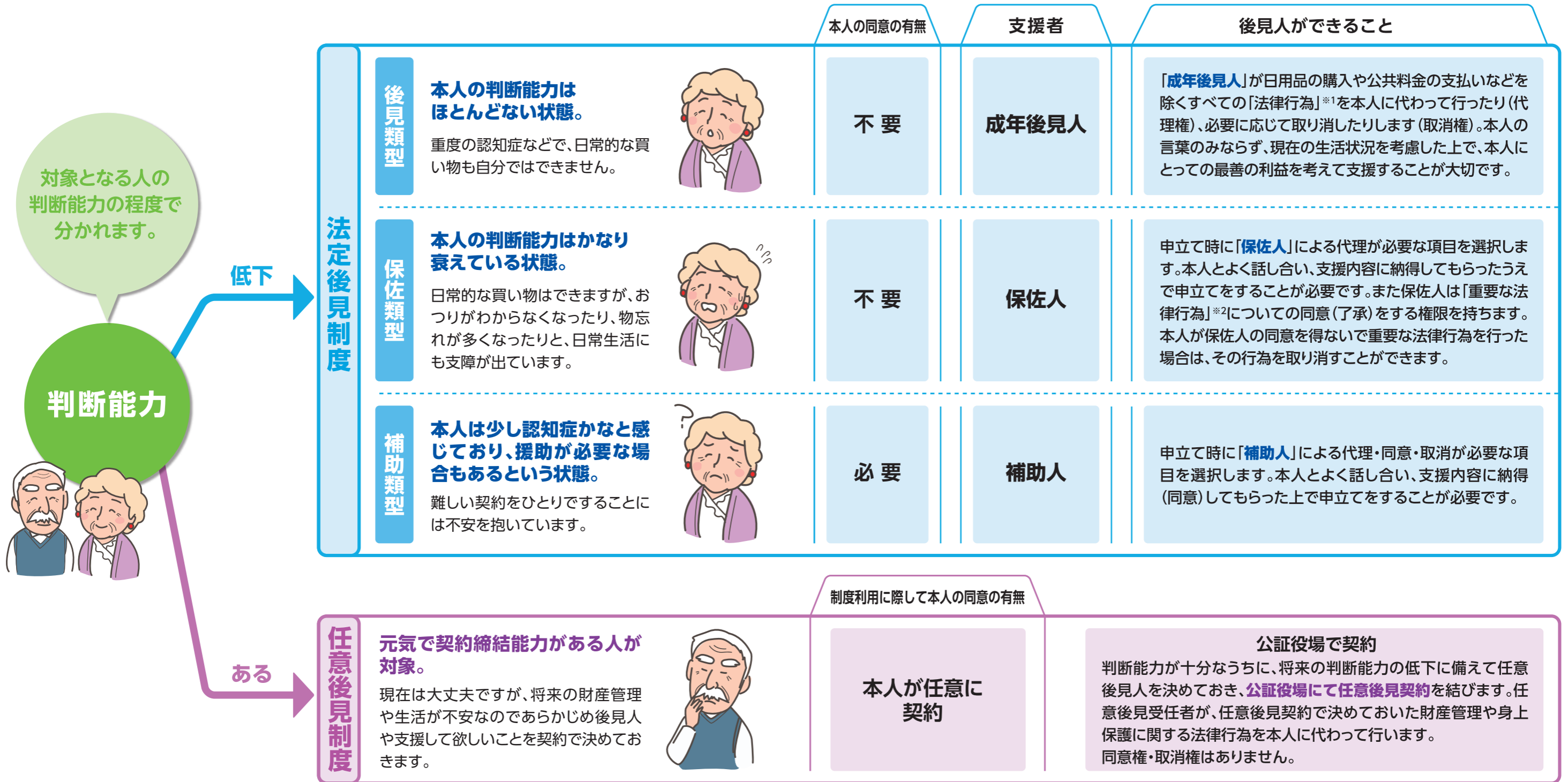
利用のメリット

後見人が判断して本人に不利益な契約を取り消し、認知症高齢者を狙った悪徳商法の被害を防ぐことができます。



2つの成年後見制度

成年後見制度には、判断能力が不十分になってから利用する「**法定後見制度**」と、元気なうちにあらかじめ後見人や将来の支援内容を自分で決めておく「**任意後見制度**」があります。



POINT 法定後見制度の類型は医師の診断書に基づいて家庭裁判所が判断します。

本人を保護する必要性の高い順に「後見類型」「保佐類型」「補助類型」の3類型に分類されます。それぞれの支援者は「成年後見人」「保佐人」「補助人」と呼ばれ、支援できる内容に違いがあります。支援者となった人は、本人にできることは何か、支援が必要なことは何か、どうすれば本人のために最善かを考えていきます。



※1「法律行為」とは
後見人が行う法律行為とは、主に財産管理や生活・療養看護に関する事務のことを指します。

※2「重要な法律行為」(民法第13条第1項)とは
①貸金の元本の返済を受けること。②金銭を借り入れたり、保証人になること。③不動産をはじめとする重要な財産について、手に入れたり手放したりすること。④民事訴訟で原告となる訴訟行為をすること。⑤贈与すること、和解・仲裁合意をすること。⑥相続の承認・放棄をしたり、遺産分割をすること。⑦贈与・遺贈を拒絶したり、不利な条件がついた贈与や遺贈を受けること。⑧新築・改築・増築や大修繕をすること。⑨一定の期間を超える賃貸借契約をすること。⑩前①から⑨の行為を制限行為能力者(未成年者、成年被後見人など)の法定代理人としてすること。

法定後見制度申立て手続きの流れ

「法定後見制度」を利用するには、家庭裁判所に対する申立てが必要になります。



本人の診断書をとる

本人の判断能力がどれくらいか、医師による診断書(成年後見用)をとります。診断結果によって、後見・保佐・補助のいずれに該当するかが決まります。

●診断書をとる為の費用は?
成年後見診断書…
3,000円～10,000円程度

後見人の候補者を検討する

●成年後見人になれる人は?

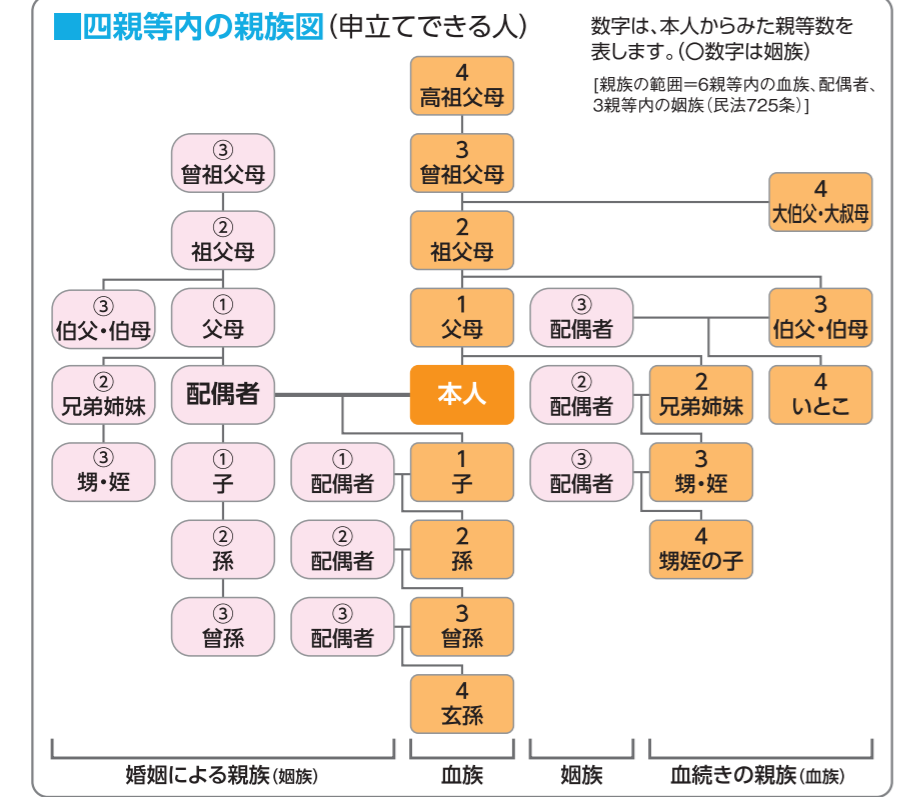
- 本人の親族
- 法律・福祉の専門家(弁護士、司法書士、社会福祉士など)、その他、市民後見人など第三者がなることができます。
- 法人

※最終的には家庭裁判所が適任者を選任します。
※複数の人がなることもできます。
※申立ての時点で後見人の候補者がいない場合も申立てできます。

申立人を検討する

●申立てできる人は?

- 本人、配偶者、四親等内の親族(下図参照)
- 区市町村長、検察官など



申立てに必要な書類を準備する

●必要な書類と費用は?
<東京家庭裁判所の例>

- ①申立て関係書類
- ②本人の戸籍抄本・住民票
- ③本人が「後見登記されていないことの証明書」…300円
- ④本人の診断書(成年後見用)
- ⑤本人情報シート
- ⑥後見人候補者の戸籍抄本・住民票
- ⑦印紙・切手類…1万円程度
- ⑧鑑定費用…10万円

費用合計…約12万円

※鑑定省略の場合、鑑定費用はかかりません。
※低所得等で支払いが困難な方を対象に費用助成もあります。詳しくは11ページへ

POINT 書類の書き方お教えします

権利擁護センターでは「申立書の書き方がわからない」「専門家に作成を依頼したい」という方のご相談にのります。記入方法をお伝えしたり、専門家のご紹介をします。

申立て

申立人が本人の所在地の家庭裁判所に予約をとり申立てます。原則として本人、申立人、後見人候補者が家庭裁判所に行きます。

●家庭裁判所では何をするの?

- 調査・審問
家庭裁判所の調査官が本人の状況や親族の意向を調査します。
- 鑑定
原則として「後見」「保佐」の申立ての場合は本人の判断能力について医師の鑑定を行います。
※省略されることもあります。
- 類型の決定と後見人の選任
家庭裁判所が本人の状況を判断して、いずれの類型に該当するかを決定。適切な後見人を選任します。

審判が出る

審判書の受領後、2週間以内に不服申立てがなかった場合に審判確定となります。

●後見登記をする
審判確定後、家庭裁判所が東京法務局に後見登記の登録を依頼します。審判書を受け取った時から約1か月で登記が完了します。登記完了後に取得できる「登記事項証明書」は後見人が本人に代わり契約を行うなど活動する際に、該当する権限を有していることを証明するものとなります。

最初にすること

就任後、後見人が財産目録・年間収支の見込みを家庭裁判所に提出します。

●活動の報告をする
定期的に家庭裁判所に活動報告をします。

法定後見人に支払う報酬は本人の財産状況や後見活動の内容に応じて家庭裁判所が決定します。

※生活保護の方、または準ずる方を対象に報酬助成もあります。詳しくは11ページへ

法定後見が終了するときとは

- 本人が死亡したとき、または失踪宣告されたとき。
- 後見開始の審判が取り消されたとき。

●終了時にすることは

- 死亡報告書の提出(家庭裁判所)
- 終了の登記申請(法務局)
- 清算事務…管理している財産の計算
- 相続人への財産の引き渡し

POINT 申立てに必要な書類の入手先はここ!

- 診断書様式
- 申立ての手引き
- 申立書類等

→ 東京家庭裁判所ホームページ
東京家庭裁判所 後見サイト 検索

※権利擁護センターでもお渡しできます。

- 登記されていないことの証明書

→ 東京法務局ホームページ
東京法務局 検索

- 印紙・切手類

→ 東京家庭裁判所地下の売店でまとめて購入可能

後見人業務に含まれないもの

- 入院や施設入所時の身元保証人または身元引受人になること
- 医療行為に対する同意
- 介護や家事などをすること
- 本人の本質的な意思が必要な行為(遺言、結婚、認知、養子縁組など)

成年後見制度とは
2つの成年後見制度
申立て手続きの流れ
任意後見制度
申立て手続きの流れ
あんしんサポート文京案内
Q&A よくある質問

任意後見制度申立て手続きの流れ

将来、判断能力が低下したときに備えて「任意後見制度」を利用するには、公証役場に行き、後見受任者と公正証書により契約する必要があります。



将来、
判断能力が
低下した時に
備えて



検討

後見人を決める

●任意後見人になれる人は?

任意後見人には成人していれば誰でもなることができます。親族や友人など身近に任意後見人になってくれる人がいない場合、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門家に依頼することもできます。また社会福祉法人など法人を任意後見人とすることも可能です。

委任する内容を決める

本人と将来任意後見人となる「任意後見受任者」で話し合い、委任する内容を決めます。

●委任する内容は?

- ・財産管理に関する法律行為
- ・身上保護に関する法律行為(P3参照)

●任意後見人に支払う報酬とは?

任意後見人に報酬を支払うか、またその金額については本人と任意後見人を引き受けた人との話し合いで決まります。あらかじめ決めて契約しておくことが大切です。

契約

任意後見契約の締結

本人と任意後見受任者が一緒に公証役場に行き、公正証書による任意後見契約を結びます。任意後見契約は公正証書によって結びため、病気などで公証役場に出向けない場合には公証人に出張してもらうことになります。(有料)

●必要な書類は?

本人に関するもの
①戸籍謄本②住民票③印鑑登録証明書

任意後見受任者に関するもの

①住民票②印鑑登録証明書

その他

診断書や財産目録等が必要な場合もあるので、公証人に確認してください。

●契約書作成にかかる費用は?

- ①任意後見契約公正証書作成の基本手数料…11,000円
- ②登記嘱託手数料…1,400円
- ③登記所に納付する印紙代…2,600円
- ④その他 証書代・登記嘱託書郵送用切手代など

申立て

任意後見監督人の選任を申立て

本人の判断能力が不十分になった時期に、住所地の家庭裁判所に任意後見監督人の選任申立てをします。

●申立てできる人は誰?

本人・配偶者・四親等内の親族・任意後見受任者

●提出する書類は?

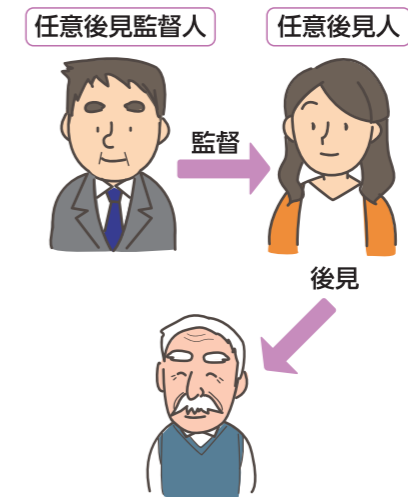
- 申立て関係書類
- 本人に関するもの
戸籍抄本・登記されていないことの証明書・診断書等

●監督人の選任にかかる費用は?

- ①収入印紙…2,200円
- ②郵便切手…3,270円

任意後見スタート

任意後見人が正しく職務を行っているかを確認するために、必ず任意後見監督人を選任します。任意後見受任者はこの任意後見監督人が選任されたときから正式に任意後見人と見なされ、任意後見契約に基づいた代理権の範囲で後見が開始します。任意後見では任意後見監督人に報酬を支払うこととなりますのでそちらも頭に入れておく必要があります。



契約が終了するとき

死亡等

本人や任意後見人の死亡や破産

契約の解除

正式な事由と家庭裁判所の許可が必要

任意後見人の解任

任意に適さない事由がある際には家庭裁判所に申し立て解任することができる

法定後見を開始する場合

成年後見制度とは

2つの成年後見制度

申立て手続きの流れ

任意後見制度
申立て手続きの流れ

あんしんサポート文京案内
Q&A よくある質問

POINT

財産管理契約

自分の財産管理を第三者に委任する契約です。判断能力はしっかりしているけど、高齢のため身体が不自由になって、自分ひとりでは財産を管理することが難しくなった場合などに利用することができます。



POINT

遺言書と死後の事務委任について

任意後見は判断能力が低下したときに備える制度のため、この制度だけでは死後のことまで備えることはできません。公証役場では任意後見契約と一緒に遺言書を作成することができます。遺言書以外にも葬儀や埋葬方法、家財の片づけなどの死後事務を第三者に委託しておくことができます。



Q&A よくある質問



Q 手続きが難しくて申立てができそうにない…

A ご自身でするのが難しいときには、**申立て手続きを委任することができます。**

ひとりで申立てや手続きを進めていくことが不安な場合には、弁護士や司法書士等に申立て手続きを委任したり、相談・支援を受けることができます。(有料)

Q 後見人への報酬金額はどのようにして決まるのでしょうか？

A **家庭裁判所が決めます。**

後見人への報酬は、本人の資力や後見人の業務内容などに応じて家庭裁判所が決めます。また、報酬の支払いは、申立てをした人や親族が負担するものではなく、本人の財産から支払われます。親族が後見人になった場合も、家庭裁判所が扶養義務を含めた条件等を考慮して決定します。

通常の後見事務を行った場合の報酬目安(基本報酬)は月額2万円程度となりますが、管理する財産額などによって異なります。

Q 被後見人になることで制限されることや、デメリットとなることがあるのでしょうか？

A **本人や周りの人を守るために制限があります。**

後見類型の場合は印鑑登録が抹消されます。ただし、一定の場合には再度登録ができます。また、会社の取締役や専門的資格(医師等)を必要とする職に就くことに一定の制約が生じることがあります。

保佐類型の場合は印鑑登録はできますが、会社の取締役や一部の専門的資格を必要とする職に就けなくなる可能性があります。

補助類型に資格制限はありません。

Q 後見人になる人がみつからないと申立てができないの？

A **申立てすることができます。**

後見人候補者不在の場合は、家庭裁判所が本人にとって適任の後見人を選任します。また弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職団体から後見人候補者をあらかじめ紹介してもらうこともできます。

Q 自分が選んだ人を後見人にすることはできるの？

A **法定後見の場合、申立人が候補者として申立書に記載する方が後見人に選任されるとは限りません。**

家庭裁判所が被後見人の状況を総合的に判断して、後見人が選任されます。任意後見の場合は、ご自身の判断能力があるときに選んだ人と任意後見契約を結ぶので可能です。

Q 兄弟が認知症の母の貯金を勝手に引き出すので困っています。

A **成年後見制度を利用することで本人の権利を守ることができます。**

本人が認知症によって金銭管理が困難な場合、本人の財産が本人のために使われるよう誰かが支援しなければなりません。支援を期待されるはずの親族が、本人の意思を尊重することなく本人のため以外の目的でお金を使えば、本人の権利は侵害されてしまいます。家庭裁判所の監督のもと、後見人に本人の権利を尊重できる親族、または弁護士などの第三者がなることで本人の権利や財産を法的に守ることができます。

お気軽にご相談ください

文京区社会福祉協議会 権利擁護センター「あんしんサポート文京」

TEL: 03-3812-3156 / FAX: 03-5800-2966

8時30分～17時15分 月曜～金曜日(祝日・12月29日～1月3日を除く)

成年後見制度のことをもっと知りたい

成年後見制度利用支援【相談無料】

権利擁護センター「あんしんサポート文京」では、成年後見制度利用のお手伝いをします。電話や窓口でも相談を受け付けております。(来所の際は事前にご連絡ください。)

- 後見申立てに必要な書類を揃えています。
- 後見人を引き受けてくれる団体をご紹介します。

専門家による個別相談会

困ったことが起きた!

福祉法律相談 弁護士による個別相談

- 相談内容: 福祉サービスに関するトラブル、高齢者・障害者の日常生活上の法的な事柄など
- 相談日: 毎月第4水曜日 ● 時間: 午後1時30分～3時30分(1回30分、計4回) ● 定員: 1回1組(要予約・先着順)

成年後見制度相談 弁護士・司法書士による個別相談

- 相談内容: 成年後見制度、遺言、相続など ● 相談日: 毎月第1・3水曜日
- 時間: 午後2時～4時(1回1時間、計2回) ● 定員: 1回1組(要予約・先着順)

財産の管理が心配! 福祉の契約を手伝って欲しい

福祉サービス利用援助事業【有料サービス】

- 福祉サービス利用援助…福祉サービスの利用方法などの相談や利用料のお支払いをお手伝いします。
- 日常的金銭管理サービス…日常生活に必要な預貯金の払い戻しや預入れ、公共料金等の支払いをお手伝いします。
- 書類等預かりサービス…日頃使わない大切な書類をお預かりします。

申立て費用・報酬費用の助成

申立て費用や後見人への報酬を負担することが困難な方に対し助成制度があります。

● 申立て費用助成

・対象者

申立人の属する世帯が住民税非課税または均等割課税、または生活保護世帯の方で、被申立人(本人)が文京区に住所を有する方。

・助成経費

- ① 申立てに係わる収入印紙
- ② 通信用の郵便切手
- ③ 鑑定料
- ④ 戸籍謄本、住民票、登記されていないことの証明書取得手数料
- ⑤ 診断書料

※助成金額の上限: ①・②は総額9,900円、③は100,000円、④・⑤はその費用の実費

【問合せ】文京区社会福祉協議会 権利擁護センター「あんしんサポート文京」 電話3812-3156

● 報酬助成

・対象者

文京区に住所を有する生活保護の方、または準ずる方

・助成経費

- ① 家庭裁判所が報酬付与審判した金額
- ② 区長が後見人の負担とすることが困難と認めた必要な事務費

【問合せ】文京区 福祉部福祉政策課 地域福祉係 電話5803-1202

※記載の内容は概要です。対象になるか等の詳細はお問合せください。

成年後見制度の申立て手続き、書類の取得に関すること

東京家庭裁判所
後見センター

千代田区霞ヶ関1-1-2

●音声案内 TEL:03-3502-5454

●申立て予約専用 TEL:03-3502-5359、-5369
(月～金:9:30～11:30、13:00～16:00)

後見登記に関すること

東京法務局

千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎4階
TEL:03-5213-1360(後見登録課)

成年後見申立て手続きや成年後見人の依頼に関すること

東京弁護士会 高齢者・障がい者総合支援センター「オアシス」

第一東京弁護士会 成年後見センター「しんらい」

第二東京弁護士会 高齢者・障がい者総合支援センター「ゆとりーな」

東京三弁護士会
統一電話相談

TEL:03-3581-9110
(月～金:10:00～12:00、
13:00～16:00)

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート東京支部

TEL:03-3353-8191

公益社団法人 東京社会福祉士会 権利擁護センター「ぱあとなあ東京」 TEL:03-5944-8680

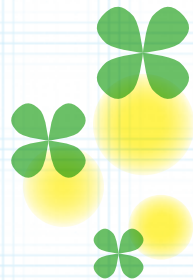
任意後見制度に関する相談・手続きに関すること

文京公証役場

〒112-0003 文京区春日1-16-21 文京シビックセンター8F

TEL:03-3812-0438

9時～17時(昼食時間帯休憩)



成年後見制度に関する総合的な問合せ

社会福祉法人 **文京区社会福祉協議会 権利擁護センター「あんしんサポート文京」**

〒113-0033 文京区本郷4-15-14 文京区民センター4階

ホームページ <https://www.bunsyakyo.or.jp/>

E-mail ansins@bunsyakyo.or.jp

都バス 春日駅前下車 徒歩約2分

地下鉄 東京メトロ 丸ノ内線 後楽園駅「4b」出口 徒歩約5分

東京メトロ 南北線 後楽園駅「6」出口 徒歩約5分

都営 三田線 春日駅「A1」出口 徒歩約2分 「A2」出口 徒歩0分

都営 大江戸線 春日駅「A1」出口 徒歩約2分 「A2」出口 徒歩0分

JR 中央・総武線 水道橋駅 東口出口 徒歩約10分

